

震災支援短期資金の概要

セーフティネット4号をはじめ国、地公体制度（以下、「SN4号等」という。）の取扱い開始までのつなぎ資金として中小企業の皆さまの資金繰りをご支援します。

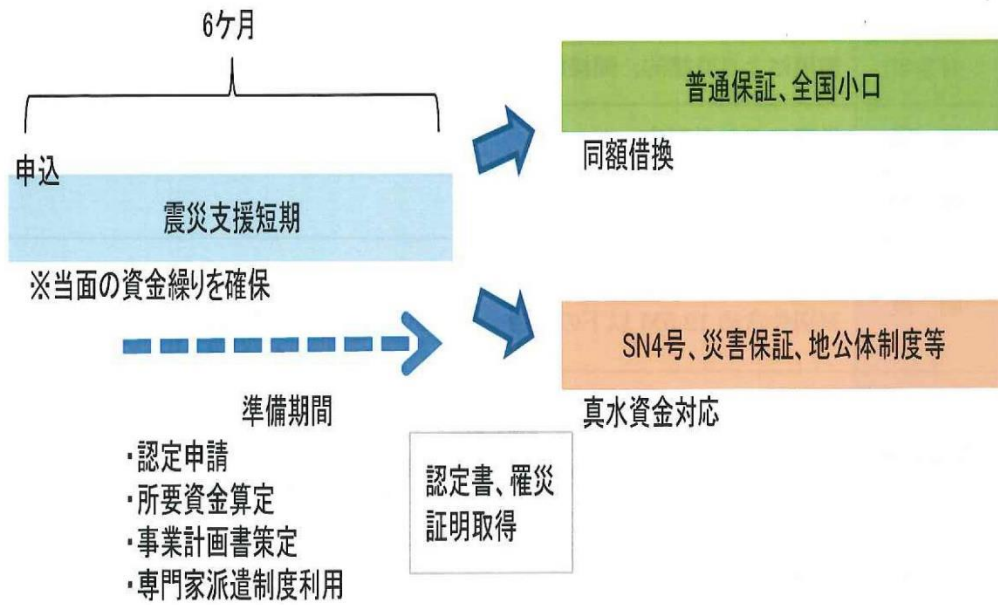
対象者	震災により直接的、間接的な被害を受けた中小企業の皆さま									
金額	月商の1ヶ月以内									
期間	6ヶ月以内									
制度	普通保証（80%保証） ※別件含め12.5M以下の場合、全国小口資金（100%保証）で対応します。									
保証料率	（単位：年率%）									
		1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分
	普通	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	全国小口	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	※制度の保証料率に準じます。									
金利	金融機関所定利率									
返済方法	一括									
担保	原則不要									
回収条件	不可									
その他	震災による被害の状況や今後の見込みについてご確認させていただきます。									

期日到来時の対応について

事前完済可	セーフティネット4号等で再申込
〃 不可	普通保証（全国小口）等で借換

※期日到来時、完済が困難な場合は、普通保証等の証貸による借換えを柔軟に対応します。

「震災支援短期」を活用したつなぎ資金のイメージ



返済緩和の条件変更対応について

震災の影響により、既存借入金の返済に支障が生じている中小企業の皆さまに対し、以下のとおり返済緩和の条件変更を応急的に対応します。

<具体的な対応の内容>

据置期間	6ヶ月以内 ※当面の据置期間として6ヶ月以内の条件変更に対応します。
必要書類	条件変更対応時に通常徴求している下記書類は基本的に不要とします。 ① 事業計画書 ② 資金繰表
経営支援	据置期間内に事業の継続、改善に向けた取組みをサポートするため、当協会の「専門家派遣事業」(通称：専門家派遣サービス・ファイブ) (※) を積極的にご活用ください。 (※) 専門家派遣サービス・ファイブとは 中小企診断士、税理士、弁護士、司法書士、社会保険労務士の5つの士業の専門家を無料で派遣する制度です。
据置期間後の対応	中小企業のお客様の実情に合わせ、再度の元金据置の条件変更を含め柔軟に検討します。